

平成 26 年度 第 2 回海上の森運営協議会

日 時：平成 27 年 3 月 18 日（水）10 時 00 分～12 時 05 分

場 所：自治センター 5 階 研修室

出席者：大谷敏和委員、國村恵子委員、酒井立子委員、芹沢俊介委員、
田中隆文委員、原秀男委員、森眞委員、山内徹委員

1 あいさつ

加藤知農林水産部技監

2 協議事項等

(1) 報告事項

ア 平成 26 年度海上の森保全活用事業の取組結果について

イ 海上の森自然環境保全地域維持管理事業について

ウ 平成 27 年度海上の森保全活用事業計画について

エ 愛知万博 10 周年記念事業について

(2) 協議事項

第 2 次海上の森保全活用計画の策定について

「(1) 報告事項ア、イ、ウ、エ」について事務局から説明

【座長】 ただいまの説明に対して質問、意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】 資料 1 の 1 ページ目の一番下に調査報告書とありますが、この調査報告書は国会図書館へ献本はしていますか。

【事務局】 国会図書館には送っております。

【委員】 ISBN のコードは取得していませんか。

【事務局】 いません。

【委員】 もちろん、ISBN コードがなくても国会図書館で永久保存していただけますし、最近では国会図書館でデジタル化して、全国の図書館で見ることのできるサービスも始まっているようですが、番号が付いていると単行本としてのアイデンティティーが付与されると思います。

【事務局】 わかりました。一度、検討します。

【座長】 少し補足しますと、こうした定期刊行物は国会図書館で ISSN というコードを出してしまっていて、これは申請すればくれるはずですが。ISBN は、出版社が単行本についてコードを取得しています。

【座長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 資料2の海上の森自然環境保全地域維持管理事業の、2のスミレサイシンの保全についてですが、平成21年度にチヂミザサが繁茂したので、それ以降、雑草等の除去を年に1回行っているとのことですが、今年のスミレサイシンの開花の状況はどのようになるのかを教えてください。

【事務局】 これから芽吹いてきますので、その段階で分かってくると思います。

【委員】 芽吹きがこれからなのはわかっていますが、この事業を始めてからよくなってきた、或いは余り変わりがないとか、効果はいかがでしょうか。

【事務局】 数までは数えていませんが、改善されてきているというのは実感として持っていますので、引き続き除去を行っていきたくと思っています。

【委員】 わかりました。ふだんは人が入れない場所なので、どんな状況かを教えていただけるとありがたいと思います。

【座長】 ただいまの件に関しましては、どうして木を伐ったかといいますと、非常に常緑樹が茂って庇蔭されて、スミレサイシンがかなり衰退してしまったので伐ったという経緯があります。その後、少しずつ回復してきました。しかし、周りの木も少しずつ再び、茂ってきましたので、こうした作業によってチヂミザサ等は次第に抑えられると思います。

柵はありますが、花は割合大きいスミレですから、道から入って見ていただけるようにはなっているかと思います。

【委員】 関連して確認したいのですが、この保護区については、スミレサイシン以外に、万博が決まる前の調査で、当時三種の神器と言われたビワコエビラフジとコタチツボスミレを確認していますが、この2種はまだターゲットになっているのですか。これらの調査はどうですか。

【事務局】 現在の活動は、スミレサイシンの保全を考えて行っています。

【委員】 私も瀬戸市内のスミレサイシンなどを、調査した委員の一人でしたが、同じメンバーでも貴重種についてはその存在をなかなか教えてくれなかった。「もう自分は高齢だ。誰かに伝えなきゃいけない」という段階になって初めて、瀬戸市内の貴重なところを教えてくださいました。

例えば貴重種があるときに、教えた方がいいのか、教えない方がいいのかについては、メンバーの中でいつも議論になりました。しかし、スミレサイシンも減っていくからということで保全のために、周囲の木を伐ろうということになって公表されることになりました。

公表の前から多く咲いているところは知っているわけです。今言われたビワコエビラフジも近くにあるのですが、これも公表し、貴重種として守っていくのかという議論がある訳です。海上の森には、ほかにも貴重なものがいっぱいあるわけです。しかし、それをどう扱っていくかという課題があります。

簡単に教えると、簡単に知った者は簡単に採ります。苦勞して知った者は、やはり大事にします。私は苦勞して知りましたから、本当に大事にしていました。

海上の森だけでなく愛知県の中の貴重な種をどのように扱っていったらいいのかは課題としてあります。

【事務局】 愛知県の全般的な話からしますと、今委員がおっしゃったような心配はあります。結局、知らしめたが故に愛好家に採られるということもあります。県としては、レッドリストの調査をしたり、これはというものについては規制をかけるために条例があります。この2月にも二つの植物を追加しておりますが、条例の指定種の手法を使って規制をかけることもあります。そのようなリストに載る前の段階のものも当然あると思います。それについても候補種ということで、毎年、専門家の方々をお願いして調査しております。

教える教えないということもあると思いますが、そのような情報については、希少種が開発でなくなってもいけませんし、愛好家に採取されてもいけないので、一度、県に相談していただけると助かります。

【委員】 猿投で間伐を行って森を整備しているところがありますが、そこでも貴重な植物の存在によって間伐を行うか行わないかで意見が分かれることがあります。間伐を止める理由として、貴重な植物の存在を挙げると、その存在を教えることになってしまうという悩ましい問題があります。

【事務局】 貴重な植物の生育地には、地主さんも地権者の方も、占有者の方もおられるわけですから、そうした状況を見ながら、どうするのが一番いいのか検討していく必要があるということです。

「あるから開発できない」と言う人もいらっしゃれば、逆に「とってしまえばいいんじゃないですか」と言う方もおられるので、上手にそこはやっていかないといけないと考え

ております。

【座長】 そういう点では、万博のアセスのときにこの地域の貴重種については一通り調査が行われています。位置情報は公表されていないと思いますが、どのような種類があるというのはアセスの報告書に載っているはずですが、それから、ある程度、量なども記録されているはずですが、その後、十分にトレースされていないものが多いと思います。実は私も見ていない場所がかなりありまして、全部の種類についてその後どうなったかというのは確認しておりません。

そういう点では、博覧会から10年経ちますので、一度、貴重種の追跡調査ぐらいはやっておくほうがいいのかもしれないですね。それをどう公表するかというのは、また別の話ですが、事実情報としてはやはり押さえておく。貴重種はその地域の自然環境の一つの象徴ですので、情報を押さえておくほうがよいかもしれないという気はいたします。

ほかにいかがでしょうか。

ただいまのことも考慮して、これからの活動計画を考えていただきたいと思います。貴重種の問題は非常に厄介でして、黙っているのが一番いいという発想も確かにあります。しかし、黙っていたのでは保全できないというところもありまして、これはなかなか悩ましいところです。恐らくケース・バイ・ケースで、それぞれの状況に応じてベストの判断をしていくほかないかと思います。

次に、(2) 協議事項、第2次海上の森保全活用計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

「(2) 協議事項について事務局から説明」

【座長】 それでは、ただいまの説明に対して、質問、意見等がありましたら発言をお願いします。

【委員】 赤線を引いたところを見て質問しますが、資料 5-4 の右側、計画の位置づけというところで、第1次ではなかった部分が、箇条書きの三つ目として第2次に挙がってきています。

具体的には、「海上の森保全活用の取組については、県、県民、NPO、大学、企業等の多様な主体が連携・協働して実施する」というのが提案されているところですが、もともと里山ということ考えた場合に、やはり地元、地域というキーワードが私の頭に浮かびま

す。今ここに並んでいる県、県民、NPO、大学、企業という形になると、いわゆる地域、地元というイメージよりは、もう少し大きなものになると思うので、例えばここに地域という言葉が入ってきたほうが落ちつくのかなと感じます。

【事務局】 地権者の方もいらっしゃいますし、やはり地域と一体となって取組を進めていくことが重要だと考えておりますので、地域あるいは地元という表現も加えたいと思います。

【委員】 地権者さんということもあるだろうし、瀬戸市さんということもあるだろうし、やっぱり地域なり地元なり、地域に根差した里山がもともとあったんだと感じられる表現のほうがよろしいのかなということを感じます。

【事務局】 わかりました。

【座長】 いかがでしょうか。

【委員】 体験学習の実施についてですが、資料1の事業報告を見ると、幼児体験フィールドの利用実績で、瀬戸市の3小学校、N大学附属小学校が挙がっています。恐らく熱心な先生が興味があるから来ているんだなと思います。今、森の中を歩く子供は非常に少ないですね。昔、瀬戸の小学校、名古屋とか春日井の小中学校は、定光寺へ来て、定光寺の森を歩いていました。遠足といえば、もう定光寺と決まっていた。今、定光寺へ来る学校は少なくなっています。今はモリコロパークへ行きます。体験ですと、足助へ行って昔の暮らしの勉強をします。

海上の森は昔の体験はできませんが、サテライトがあり、弁当を食べることができます。小中学校がバスに乗って足助まで行かなくてもいいと思います。岡崎には、おかざき自然体験の森があって、体験できるようになっていますが、海上の森ですと散策ですね。しかし、歩くといっても、小中学生が歩くには少し難所があるので、遠足に来て、集合場所、出発場所を簡単に決められないといった課題があります。地元であれば、「あそこで解散」と言ってやることができますが。

私が最初、海上の森近くの小学校へ赴任したときには、海上の森を利用している先生はあまりいらっしゃいませんでした。学校運営にはルールが敷かれていますので、遠足などの校外活動には近くの公園を利用すると決まっていた。学校に海上の森を体験などで活用してもらおうと思うと従来の流れを変えるための施策を考えないといけないと思います。いろいろ整備を考えることもいいですが、併せて、子供たちの森の中での体験も考えて欲しいと思っております。

【事務局】 いくつかの学校には海上の森を散策してもらっています。また、工作室で、海上の森で採れた小枝や木の実などの加工体験をしてもらっています。野外での体験場所となりますと、歩道沿いなどですと、狭いので列になってしまっていて集まれないところもありますので、その辺は考えていかななくてはならないと思っています。

先ほども申しましたが、今年度の万博10周年記念事業ですが、なるべく子供たちに海上の森で発見させることを中心に考えたいと思っています。その延長線上で、例えば、学校単位で来てもらうということも考えており、参加を促すPRをしていきたいと思っています。

また、同じ学校の同学年、例えば5年生なら5年生にターゲットを決めて、毎年2～3回来てもらって、翌年には、やはり同じ5年生に来てもらって、昨年先輩が調査したところを引き続き調査するといった取組などもできるのではないかと考えております。

しかし、こうした取組はセンター単独ではできませんので、学校等にそういう働きかけをするなどしたいと考えております。それが具体的にどこまでできるかわかりませんが、委員が言われたように、なるべく子供たちに自然を肌で感じてもらうことを進めていきたいと思っています。

【委員】 瀬戸市にある野外活動センターの施設では、工作室を国の職員が運営していましたが、平日は職員が不在となり、現在は、シニアボランティアに図書券や講師料を支払って対応しています。自然はボランティアに任せようといった姿勢ではなく、こうした施設も若い人が働く職場になるといいと思います。

【事務局】 追加になりますが、子供たちは歩くだけではなく、インタープリターと一緒に幼児森林体験フィールドの森の中に入って葉っぱを取ったり、キノコを摘んだり、遊ぶことを体験しています。センターの事業では、森の楽校と言っていますが、このフィールドはかなり利用されています。

【委員】 子供を対象とした事業に関連してですが、第2次海上の森保全活用計画の骨子で触れられているかどうかは分からないのですが、最近、私どもが森のようちえんという、幼児とその家族を対象として、森の中で過ごしてもらうというプログラムを行っています。このプログラム以外のときに、あいち海上の森センターへ行きますと、小学校に入る前の子供たちとその家族が利用されているケースをよく目にします。小学生向けの環境教育は多くありますが、幼児向けのものが少ない印象があります。予算のことも考慮する必要がありますが、あいち海上の森センターが非常に活用されているということを考えると、

これからも幼児とその家族を対象とした取組に力を入れていくのはとてもいいことなのかなと考えています。

小学生になると調査学習といった方向に行きますが、海上の森センターが、幼児や入学前の児童が森の中で過ごし、森の中を歩き、土にさわる、木にさわる体験が出来るフィールドを備えた施設になっていくといいと思っています。

次期計画にこうしたことを盛り込んでいただけるとうれしいと思います。

【座長】 ただいまのことに関連してでも結構ですが、どうでしょう。

子供向けの事業をどのようにするかは、なかなか難しい問題ですが、私の経験からいいましても、小学生対象でも、調査学習と銘打って行うより、やはり自然の中にとけ込むといえますか、自然の中で遊ぶ、将来的に本当のナチュラルリストを育てるためには、余り最初から難しいことを言うよりは、自然の中で、例えば道のないところを歩くとか、少し手をかければプログラムはいろいろあります。例えば極端なことを言えば、山の中で木を切って隠れ家をつくるなどの活動もできると思います。

小学生対象の活動で、今回は、調査学習会となっていますが、中学生レベルはともかく、小学生高学年だって結構思い切って遊ばせるほうがいい。例えば森でロープを引っかけてブランコをつくって遊ぶとか、そうしたことは結構子供は喜びます。委員がその辺のところが一番お得意だと思いますので、よく御意見を伺って、子供がもっと遊ぶことができるプログラムを拡充するほうがいいという感じはあります。

【委員】 遊んだことが、その後、中学生になると森から離れていってしまうかもしれませんが、大人になった時に、もう一回、森に入って花を愛でようとか、森の中で過ごそうとか、何かを守らなければならないという原動力になっていくのではないかという気がしますので、ぜひお願いしたいと思います。

【委員】 活用については、今、皆さん御意見が出ておられるようなところをさらに工夫して、知恵を絞っていけば、よりよいものになるかと思います。

私も河川の関係で、同じ小学校へ継続して10年とか15年入っています。生徒はその学年になると川に入れるという意識ができ、先輩からバトンを引き継ぎ、シンボルになる生き物や植物を自分たちが今回、見つけることができたのかどうかというところにつながり、次の学年にバトンを渡していくという取組があります。

そういう体験学習したことをミュージカルとか、いろいろなところで発表しておられる学校もありますが、瀬戸市の場合は、教育委員会さんと環境課さんも含めた連携の中で継

続的に入っていくような学習スタイルを、委員もおっしゃったとおり、次年度から取り組まれるといいと思います。

そして、それはモリコロパークとの相違点を考えて行う必要があると思います。愛・地球博記念公園は、予算規模も潤沢にありますし、それで取り組まれているイベント的な環境学習授業は多彩にあります。施設の立地条件としては、社会的、自然的、地理的なものを含みますが、そういった自然環境的な条件の中で行っておられる。しかし、海上の森の場合は、それとはまた違う相違性、個性がありますので。林相が異なれば、いろいろなところも違うものですから、そういった違いをどう捉えて、一工夫して環境学習、活用の部分に生かしていくのかというところを、もう一つ知恵を絞っていく必要があるのではないかと思います。

保全でいきますと、自然環境と歴史的な風土とが一体となって、質の高い森林、里地、里山を含む環境を形成する中で、参考2は後ほど説明があると思いますが、海上の森は森林の量的な確保と質的な向上の計画的な推進がベースにあって、生態系が保全されている前提がありますので、そうしたニュアンスを、「愛知万博記念の森としての保全」に赤線が引いてありますが、説明として、もう1行欲しいと思いますが、いかがでしょうか。

【座長】 具体的にもう一行とおっしゃいますと。

【委員】 具体的には今直ぐふさわしい言葉が見つかりませんが。

というのは、調査報告書を読ませていただきました。それから、計画策定検討委員会の議論も改めて全部目を通させていただきましたが、例えばチョウのトランセクト調査をやられておられますと、その中での評価が5科51種860個体ということで出ていました。それが里山生態系を代表するような、象徴するような、あるいは指標種となるようなものが増えているのか、減っているのかというところでの評価がなかなか難しい。

都市型、近郊型のものが多く見られる中で、一部森林性のものが見られ、一部里山性のものが見られるということで、愛知県の中では里山性のチョウ類がある程度まとまった生息数があるということが出ている。

例えば今はチョウの調査を挙げたんですけれども、いろいろな調査報告を総合的な評価をすると、海上の森の保全計画の中でいかに森林の整備をしていくのかということが、攪乱を防止しつつ生態系全般を支えていくことになりますので、そのあたりのところを何か適切な言葉で、盛り込んでいただけたらいいと思います。ここの「里山の生態系の安定的な存続のため」と始まる部分のところも含めて感じております。

【委員】 今年度、国の事業である森林・山村多面的機能発揮対策事業で森の教室を実施しました。参加者を募集し、ヒノキの間伐を行い、2mぐらいに玉切った丸太を製材所に運搬し、皮を剥きました。これら一連の作業は、参加者の生徒さんに体験してもらいました。これらの木材でベンチを作り、サテライトに2基置きました。この事業は来年度もありませんので、実施を考えております。

先ほどから聞いていますと、皆さん子供が遊べるようなところをつくったらいいということですが、私どもも、遊べるようなところとして、ブランコ的なものもつくっております。心配事は、サテライト周辺でイベントが開催された時に、参加した子供が勝手に入ってしまい、怪我をすることです。大人が常に注意を払っていなければならないということです。いろいろ遊び場をつくるのはいいのですが、保護者が完全に見てくれているか、誰かがついていないと、怪我をしたときに大事になると思います。

もう一つは、森林整備における小面積皆伐ですが、海上の森で皆伐や間伐を実施すると、広葉樹林の森といいますか、小さい遊び場を兼ねたような、人が安心して入れるような森というのでしょうか、公園ではないのですが、気軽に休息もできるような場所があるといいと思います。例えば、遊歩道に隣接したところで、20m間隔の広さでもいいと思うのですが、気軽に休めるような公園的なものをつくられたらどうかと思います。

今、山の中に入ると狭く、休憩するところもないと思いますので、皆さんが散策されているときに、広葉樹林の森の中で少し手入れされていて、一休みしてみようかという森があれば、散策者も多少は増えるかと思います。

こうした取組を10年スパンではなく、1年か2年ぐらいの期間で、エリアを決めて進めたらどうかと思っています。

【事務局】 先ほど委員が言われたもう一行の内容につきましては、一度持ち帰って、どのような言葉がいいのか検討して、次回にお答えできたらと思いますので、よろしくお願ひします。

また、委員が言われた休憩ができる広葉樹の森につきましても、保安林指定がされていて簡単にはできないところもありますので、そういった制限に抵触しない範囲内のできる場所があれば、一度、内部で検討してまいります。それほど労力をかけなくても、木を伐って、使うということであれば一部可能なのところもあると思いますので、持ち帰って検討したいと思います。

【座長】 検討をお願いします。

ほかにかがでしょうか。

【委員】 里地、里山の大きな機能の一つとして、奥山、深山と都市部とのバッファゾーンあるいは緩衝地帯という機能があると思います。愛知県内において瀬戸市は、三河の山地と大都市部の名古屋との間に存在しておりますので、そうした位置づけになると思います。さらに加えると、海上の森は瀬戸市内においても、まさしく奥山、深山と都市部との間に位置していると思います。

既に、想定されているかもしれませんが、平成27年度に外来種の調査を始める中で、次期の計画の中でも継続していただけるということですが、外来種ではないですが、今、イノシシの被害が非常に増えていまして、市内でも農業を行っている方にとってはかなり大きな問題で、家庭菜園レベルのところまでも荒らされている実態があります。

また、市内には東京大学の演習林があり、大学の調査では、まだほとんどいないようですが、ニホンジカやニホンザルの生息が時々確認されているようです。瀬戸市が緩衝帯になっているから、まだ、都市部まで広がっていないのですが、ニホンジカやニホンザルが出始めたら、農業関係者は農業をやめてしまいたいくらいひどい害があるそうです。

そういった獣害も、外来種に合わせてということではないかもしれませんが、次期の計画の中で防除対策といいますか、上手にすみ分けできるような方策があれば、そうした調査研究なんかもしていただけるとありがたいと思っていますのでよろしくお願いします。

【事務局】 今言われた哺乳類の調査も並行して行っております。イノシシについては、かなり出てきて困ってしまして、里地については周囲に鉄柵を設けて侵入できないようにしております。

ニホンジカについても、おそらく出没していると思います。

ニホンザルについては、毎年1頭、はぐれ猿だと思えますが、目撃されています。今のところ被害はありませんが、1頭来ているうちにすぐ追い返すべきだという意見もあります。ちなみに平成26年度はセンターの直ぐ近くで1頭目撃されています。

イノシシやニホンジカは、海上の森よりもさらに西まで出没していることが確認されています。昨年、あいち海上の森大学で講師として長久手市にある農業総合試験場の方に来ていただいて獣害対策の講義をいただきましたが、「農業総合試験所にもニホンジカもイノシシも出てくる。どうも海上の森から来ているようだ。」と言われまして、「いや、そうではないですよ。」という話をしたところです。

それから、ニホンカモシカも、農業総合試験場でかなり写真等も撮られているというこ

とで、かなり都市部まで出てきているということだけを報告させていただきます。

一応、イノシシ、ニホンザルサル、ニホンジカ等については、森の巡視等の際に確認しています。

【座長】 ニホンジカが入ってくると林床植生は荒らされてしまいます。愛知県は比較的状况がよかったのですが、最近、例えば茶臼山とか面ノ木峠あたりは相当ひどい状況になっています。林床植生は壊滅状態になりますので、非常に問題だと思います。

多分、林床植生が壊滅になると地滑りが発生しまして、人間にも被害が出ます。そういう意味ではかなり深刻な影響が出る可能性がありますので、十分注意をお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 2点ありますが、一つが小学生を対象とした企画の話で、もう一つが愛知万博記念の森としての保全のところです。

まず、小学生を対象にした話ですが、小学生だからといって調査だけのメニューではという意見が出ておりましたが、危険性の問題があるわけですね。確かに昔だと山の中で基地をつくったり、隠れ家をつくったりというのを平気でやっていた時代もあったかと思いますが、最近の子供だと、慣れている子供は慣れています、全く不用心の子供は本当に不用心という部分があって、非常に難しい問題があるかと思います。

そういうことも考えて、危なくなくて、そして調査だけではなくてというところで一つ御提案したいのが、絵画教室ですね。絵を描く。それは生物学としてのデッサンとかスケッチという意味ではなくて、いわゆる美術としての絵画教室みたいなものであれば、基本的によく見ましようというところから多分始まるかと思うので。よく見るときに、もちろん生物でもいいし、石でもいいし、あるいは光やこもれびをどういうふうを描くとか、そういうところでもいいのですが、そういう形での小学生へのアピールの仕方もあるのかなと。例えば雨が降ってしまった場合は、現地から植物なり石なりを持ってきてスケッチしましようみたいなメニューでも代替できますし、美術としてのスケッチという形もあるのかなというのが一つの提案です。

もう一つが、資料 5-4 の 1 ページ目の愛知万博記念の森としての保全というところで、赤いアンダーラインが引いてある 3 行が提案されていますが、私が非常に気になるところが、愛知万博の理念、成果ということです。

第 1 次では、愛知万博記念の森としての保全というところで、最初に「愛知万博の理念や成果を未来に向けて確実に継承し」という言葉から始まるところが、今回御提案いた

いています第2次では、その部分がなくて「里山の生態系の安定的な存続のため」と、より具体的な話が説明されていますが、その下の緑色の四角の中には、1次に引き続いて「愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる」という文言があるんですね。

「愛知万博の理念と成果」という言葉が非常によく使われるんですけども、具体的に理念って何だ、成果って何だといった場合に、海上の森条例を見ても、具体的に理念は何ですよ、成果は何ですよと書いてなかったかと思います。誰にも聞けないので、自分で一生懸命インターネットで検索したところ、今さら聞けない愛知万博の理念と成果ですが、平成18年に愛知県建設部公園緑地課が出されました「愛・地球博理念継承エリア基本構想・計画報告書（案）」というのが出ていました。

そこに書いてある言葉を読みますと、非常に重要なのは、「森林」という言葉が一つも出てこないんですね。それから、「里山」という言葉も出てこないのです。また、「里山における先人たちの暮らしや生活に」というような言葉も全然言及されていないのです。だから、森林も里山も全く出てこない愛知万博の理念と成果という言葉で、それを未来に継承、発展させるというところで、どうして愛知万博記念の森という話になるのかが、多分県民の方としてはすごくわかりにくい話になるかと思います。

理念、成果のところに森林とか里山という言葉がある資料があるのかもしれませんが、一般の県民の方がインターネットで検索して見つけられるような資料で、理念や成果というところに全く森林や里山が出てこないというところは、愛知万博から10年間は勢いで何となくやってこられたのかもしれませんが、今後の10年を考えた場合、具体的に言えば、愛知万博の理念、成果というところが、森林あるいは里山という言葉の意味を込めたものとしてなくてはいけないんだという再確認を10周年のところでしておく必要があると思います。

今後の10年というと、本当に2005年の愛・地球博を知らない世代の人たちが引き継いでいくことになっていった場合に、当時の経緯とか、当時のいろいろなことを知らなくて、現在いただいた資料だけで言葉がひとり歩きしていった場合に、果たして「愛知万博記念の森として保全」という言葉のところで、「愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる」ということで通用するのかなどかが非常に懸念されます。

どうでしょうか。もし私の理解に間違いがあったら、まずそれを訂正していただきたいし、もし私が今申し上げたとおりであれば、今この第2次海上の森保全活用計画をつくるんだという、このチャンスのところで何か具体的な動きをするなり、あるいは愛知万博関係

の方だけど里山や森林に全く関心のない方たちに対しても、やっぱりここで里山や森林が愛知万博の理念や成果に入るべきだということの再確認みたいなことの公表をするべきチャンスかなと思います。

【事務局】 愛知万博の理念の中には「人と自然が共生する持続可能な社会を構築」というのが入っていたと思うものですから、その概念を愛知万博記念の森としての保全と、その間をつなぐような言葉を一回検討してまいりたいと思います。

【座長】 愛知万博は、御存じだと思いますが、もともと海上を新住宅地として開発する予定で、その造成地の先行利用として計画されたものです。それがいろいろな事情があって、会場が現在のモリコロパークに変更されて、海上の森が住宅地にならなかったという経緯があります。それが愛知万博記念の森ということで位置づけられているということです。

そこは確かにモリコロパークを主会場として行われた万博とはちょっと違う部分があるわけですね。だんだんそういう昔の経緯を知っている人は減りますので、そこをもう一度きちんと整理されておかれるほうがいいかと思います。確かに博覧会自体は、狭い意味での里山がどうのこうのというよりは、もっと全地球的な課題に対してどう対処するということをテーマにして行われました。

そのときに実は瀬戸会場で何が行われたかというのが結構重要でして、瀬戸会場はメインの会場とはちょっと違ったニュアンスで運営が行われていたはずですね。その瀬戸会場で行われていた理念を引き継ぐという部分がかなり大きいと思うんですね。実際、瀬戸会場ですから。残りの万博全体がモリコロパークのほうでどう引き継がれているかは別な話としまして、そのあたりを一度きちんと整理した上でわかりやすく説明しないと。

確かに万博全体のあの理念とか成果という話と、ここの海上でやっていることがちょっとずれているのは多分事実だと思いますので、それはこういった経緯があって、こういうふうになったんだよという説明が確かに必要かと思いますが、いかがでしょうかね。

【事務局】 条例には一応それらしく書いてあります。だから、その辺の文章を引用するとか、海上の森は実際に瀬戸会場になっていますので、遊歩施設も活用されているものですから、その辺を参考にしながら考えてみたいと思います。

【委員】 委員がおっしゃった森林や里山が出てこないことは問題であろうかと思いますが。結局、当時の象徴ということで出てきたのが、シデコブシ、オオタカ、ホトケドジョウ、ギフチョウですね。まさに森林と里山の生態系、生物多様性を象徴するものが、あの

当時取り上げられた。ただマスコミがそういうふうには言っただけではなくて、本当に象徴種であったと思います。

そういうものが脈々と10年たった今も本当に息づいて、象徴種であり得る環境なのかどうかということをいま一度再確認して、ここの万博の理念というところで振り返って、言葉を考えていただけたらと思います。

【座長】 ほかにいかがでしょう。

先ほどもちょっと言いましたが、自然環境の調査で希少動植物の生息・生育調査と評価に①～⑤と挙げられていますけれども、海上の博覧会の際のアセスでは相当数の希少種が見つかっております。それを毎年追跡調査しろという必要は全然ないのですが、やはり10年に1回くらいは追跡調査して、アセスメントのときと同程度といいますか、基本的にアセスメントのときの調査のうち、せめて希少種については10年に1回くらいは現状を把握しておくほうがいいたらと思います。これは5種だけでなしに、それ以外のもの、基本的には全部の種類について現状把握しておくほうがいいと思います。

これはもちろん10年毎年やる必要はなくて、10年後ぐらいにやって、また次の第3次の計画の当初にやるとか、そういうことで結構だと思いますが、ひとつ御検討をお願いしたいと思います。

【委員】 資料5-3の2番の(5)で「資源利用を検討する」と書いてあります。一方で、間伐した材は持ち帰らないとかいった県の規定がありますね。この県の規定は、いつ、どのような状況でできたのか。職員は、この規定があるから前へ進みませんね。解釈は時代時代によって変わるはずだけれども、この規定をどういうふうに解釈するか。新しい人が解釈してまた何かやっても、それを県の職員はやりたがるのか、やりたがらないのか。規定は規定だからと、いつまでもこの規定に縛られて仕事をするのかというのが一つ。

小中学校の安全管理で、ひところ、私が教員だったときは、自然のすばらしいところは「よい子はここで遊ばない」というものでした。よい子が行きたいところは、みんないいところ、魅力のあるところ。そういった場所全てに「よい子はここで遊ばない」と看板を立てました。

しかし近年、生活科が導入され、危ないことも教えるのが新しい時代なんだという方針に変わりました。それまでは事故があつたらいけないということではなかったのですが。

その辺も踏まえて新しい解釈をつくり、やはり山は怖いものだと、ハチもいるし、マムシもいるし、それらを承知して入ってくださいよという時代をつくっていくことが必要だ

と思います。いいところだけ見せてというのはいけないと思いますが。

今言ったことがすぐ実現するとは思いませんが、長い時間をかけて、そういう時代が来るといいかなと思っています。

【事務局】 資源利用については、どうしたら処分整理できるのかですが、県有物品、県のを外へ出すというのは公平性の問題がありまして、例えばAさんに渡すと、「私も欲しい」「どうしてあの人にあげたんだ」という話になって、公平性を保つのがかなり難しいところがあります。今、検討し始めていますが、やり方がないわけではないと考えています。今すぐここで答えは出せませんが。

伐採木等の需要はあります。例えば、先日、コナラを伐りましたが、「うちの薪に欲しい」という話があって、かなり需要はあるだろうと見込んでいますが、その薪を誰が作るのかということもありますし、採算性、県がどれだけ出費するのかということもあります。

需要はあると思っていますので、完全にだめだということではなくて、何か方法があるのではないかということで、もう一回、内部で検討しようと考えております。この前の策定検討委員会でも、伐採した木材の処分方法が決まらなければ、利用の話まで進まないということがありましたので、何か方法はないのかという検討を始めています。具体的に決まった状況でもないのに、とにかく平等の精神から反しない形で引き渡すことになるのかなと思います。それについては何とかしたいなと思っています。

もう一点、安全管理の問題については、大人であれば自己責任という話で整理できますが、子供の場合、特に団体で行動しようと思うと、そういう問題が出てくると思います。それもさっき言われたように、危ない危ないと言っているだけではいけないだろうと考えています。

のこぎりなどの道具を使って多少けがをするのも、勿論、いいとは言えませんが、そうしたことも学びのうちだと思っているところもありますので、常に危険から遠ざけるという話ばかりではなくて、危険をしっかりと教えるというのは重要だと思います。けがをしない範囲で危険を知ってもらうことが重要だと思っています。こうした問題も今後いろいろなことを進めるときに参考にしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

【座長】 いろいろな議論が出まして、今後、第2次活用計画を策定していく上で、策定検討委員会にこうした意見が出たということを伝えていただいて、さらに検討を深めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、(3) その他ですけれども、何かありましたらお願いします。

【事務局】 今回、参考1と参考2ということで、資料をつけさせていただいております。

参考1は、例年出している第1次計画の進捗状況で、26年度の取組説明資料と併せて見ていただければいいと思います。

参考2は、前回の協議会で、あいち海上の森センターの取組が、あまり公表されていないという意見をいただきまして、こうした資料をつくりました。この資料は、ESDのときに海上の森のブースを設けて活動を紹介した時に使ったものです。また、フォーラムでも展示して紹介しました。

また、この資料は、センター展示室へ年間掲示して、いつでも誰でも見てもらえるようにしています。今まで資料1で説明していましたが、少し分かりにくいところがありましたので、こうしたカラー刷りで、人の絵が入って、こんなことをやっていますというのがわかるような形で作りました。

もう一点は、これを再度整理しまして、先ほど計画で公表していくよという話をさせていただきましたけれども、条例の中にも基本的に公表するということがありますので、ホームページにもこういう形で載せて、海上でこんなことをやっているんだということを少しでもわかっていただくように公開していきたいと思っています。

一応その形でつくってありますから、先ほど事業内容を数字等で説明しましたけれども、写真等を見ていただいて、こんなことかと少しでもわかっていただければと思って公開しておりますので、よろしくお願いします。

【座長】 ただいまの件について、何か御意見、御質問あるでしょうか。

そのほかに、言い忘れたけれども、一言言っておきたいということがありましたら願ひいたします。今日の議題と直接関係ないことでも結構ですが。

【委員】 今年度、海上の森センターさんの展示等が充実してきておりまして、非常に使いやすいなと感じております。

物見の丘と窯の歴史館についても改修が進んできていますので、非常に使いやすくなっています。あとは遊歩施設の整備がもう少しきれいになってくれるとうれしいなと思っています。

【座長】 ほかにいかがでしょうか。

私から一つあります。海上のセンターの地理的な状況というのは、やはり海上の中心にないということで、いろいろぐあいが悪いことはありますが、これは仕方がないことだと思っています。

実は、海上の森センターからそのまま吉田川を上ると、昔はあの池を通り、そのまま上流に行って、林道に出るというルートがありましたが、現在は立入禁止になっています。

このルートがありますと、センターを起点にして歩けるルートというのが大分違ってきます。このルートを通して、海上の里を回って、最後に幼児森林体験フィールドの森を越えて戻ってくるというルートが可能になります。このルートがないと森の入口駐車場からぐるっと回って、また駐車場に戻り、結局、センターに寄らずにという話になりかねませんので、やはり利用者に来てもらうためには、このルートができるといいと思います。

【事務局】 赤池から奥に入った道のことですが、一部、私有地がありますので、調整が必要かと思います。赤池から奥へ入ることはなかなかないので、一回ルートを確認してみます。仮に使うことができようであれば検討してまいりたいと思います。

【座長】 現在、センターを起点として森に行けるルートが非常に限られており、入り口からすぐ尾根へ上る以外に手がないものですから、何とかならないかなという気はいたします。また御検討をお願いします。

それでは、時間も参りましたので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。御協力どうもありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

【事務局】 芹沢座長様、委員の皆様、まことにありがとうございました。

本日は長時間にわたりまして御協議いただき、ありがとうございました。

本日いただきました御意見、御提言を骨子に反映させ、肉づけをし、素案を作成してまいりたいと考えております。

なお、次回の運営協議会につきましては、年度が改まりますが、8月中・下旬ごろを予定しておりますので、よろしく願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。